

介護保険法に基づく業務管理体制に係る届出書 記入要領

～届出事項に変更が生じた場合～

- (1) 「届出者」欄
 - ・ 「名称」には法人の名称を、「代表者氏名」には法人の代表者の氏名を記入してください。
- (2) 「事業者（法人）番号」欄
 - ・ 枚方市が付番した「Aから始まる番号」を記入してください。
- (3) 「変更があった事項」欄
 - ・ 該当するものに○を付けてください。
- (4) 「変更の内容」欄
 - ・ 変更があった事項について、変更前と変更後のそれぞれに記入してください。
 - ・ 法人の名称、主たる事務所の所在地、代表者の職名、代表者の氏名、代表者の住所は、登記内容等と一致させてください。
 - ・ 書ききれない場合は、「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付してください。
- (5) 「5. 事業所の名称及び所在地等」の変更について
 - ・ 事業所（施設）の指定や廃止等により事業所（施設）の数に変更が生じ、かつ、整備する業務管理体制が変更された場合にのみ届け出が必要です。

具体的には、事業所（施設）の数が①1以上20未満②20以上100未満③100以上の3つの区分のいずれかの区分から、他の2つの区分のいずれかに変更になった場合（例えば、事業所数が18（①の区分）であったが、新たに4つの事業所の指定を受け事業所数が22（②の区分）になった場合）には届け出が必要ですが、同一の区分内での事業所（施設）数の増減の場合（例えば、事業所数が18から19になった場合）は届け出の必要はありません。
 - ・ 事業所（施設）の数には、みなし事業所（病院等が行う居宅サービス【居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション】であって、健康保険法の規定により保健医療機関又は保険薬局の指定があったときに、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所）は除いてください。
 - ・ 事業所（施設）の数には、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスは含みますが、第1号事業（いわゆる総合事業）は除いてください。
 - ・ 「変更前」欄と「変更後」欄のそれぞれに指定（開設許可）数の合計数を記入してください。
 - ・ 新たに指定（開設許可）を受けた事業所（施設）又は廃止等した事業所（施設）についてののみ、「別紙 事業所名称及び所在地等一覧（届出事項の変更用）」に介護保険事業所番号、サービス種別、事業所（施設）名称、所在地、指定又は廃止等年月日、新規・終了の別を記入し、添付してください。
 - ・ 介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス予防は、それぞれ1件として記入してくだ

さい（例えば、1の事業所で指定を受けている認知症対応型共同生活介護と介護予防認知症対応型共同生活介護は1行にまとめて記入するのではなく、それぞれ分けて記入してください）。

- ・ 次の(6)又は(7)のいずれかの変更が必ず伴います。

(6) 「7. 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要」の変更について

- ・ 事業者の業務管理体制の変更を行う場合（組織の変更、規程の追加等）に届け出が必要です。
- ・ 規程の字句の修正など体制に影響を及ぼさない軽微な変更は、届け出は不要です。
- ・ 事業所（施設）の数の変更により、「業務が法令に適合することを確保するための規程」を新たに整備することになった場合（又は、整備する義務がなくなった場合）は、「変更のあった事項」の7. に○を付け、新たに整備することになった場合は、当該規程の概要又は全文を別紙として添付し届け出てください。

(7) 「8. 業務執行の状況の監査の方法の概要」の変更について

- ・ 事業者の業務管理体制の変更を行う場合（組織の変更、規程の追加等）に届け出が必要です。
- ・ 規程の字句の修正など体制に影響を及ぼさない軽微な変更は、届け出は不要です。
- ・ 事業所（施設）の数の変更により、「業務執行の状況の監査の定期的な実施」を新たに整備することになった場合（又は、整備する義務がなくなった場合）は、「変更のあった事項」の8. に○を付け、新たに整備することになった場合は、当該監査の方法の概要を別紙として添付し届け出てください。

《参考》

事業所（施設）数に応じて整備する業務管理体制は次のとおりです。

業務管理体制	事業所（施設）数		
	1以上20未満	20以上100未満	100以上
法令遵守責任者の選任	必要	必要	必要
業務が法令に適合することを確保するための規程の整備	—	必要	必要
業務執行の状況の監査の定期的な実施	—	—	必要